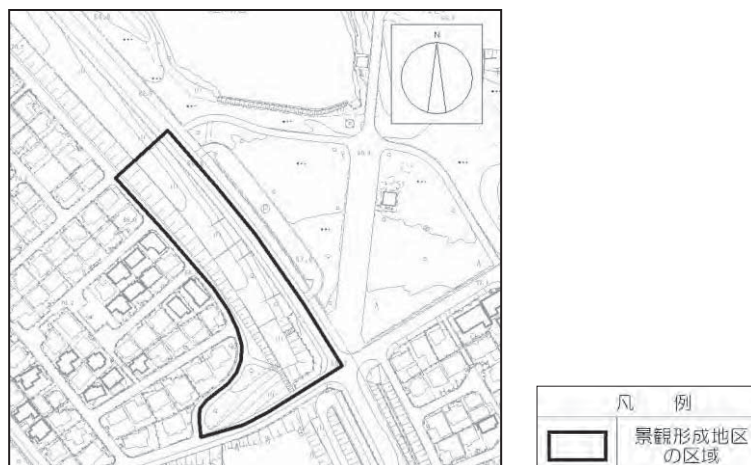


- (4)戸建・低層住宅地区(青山台4丁目(1))
 ア.位置・・・吹田市青山台4丁目地内 図1のとおり
 イ.区域・・・下図のとおり



- ウ.面積・・・約 1.1ha
 エ.経過・・・1.平成22年3月15日指定、告示し、平成22年4月1日施行。
 2.令和2年4月1日一部変更、告示し、同日施行。
 オ.基本方針・・・1.みどり豊かで落ち着いた住宅地景観をまもり、はぐくむ。
 2.地域にとけこむ新しいまちなみをつくり、はぐくむ。
 カ.基準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

a.建築物

1.全体計画	(1) 周辺環境と調和した意匠とする。 (2) 生垣や並木、屋根などの連続性に配慮する。 (3) 潤いのある空間の創出をはかる。												
2.屋根の形態 意匠及び素材	<p>(1) 屋根は勾配屋根を基本とする。 (2) 屋根は周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。 (3) 屋根の色彩は以下の表の範囲内とする。ただし、自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="528 1375 1353 1563"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>5.0以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td> <td>5.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>3.0以下</td> <td>3.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 質感、素材感のある素材とする。 (5) 光沢のない素材を使用する。</p>	色相	明度	彩度	無彩色	5.0以下	—	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	5.0以下	6.0以下	その他の色相	3.0以下	3.0以下
色相	明度	彩度											
無彩色	5.0以下	—											
R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	5.0以下	6.0以下											
その他の色相	3.0以下	3.0以下											

<p>3.外壁の形態 意匠及び素材</p>	<p>(1) 周囲の建物と外壁線を乱さないものとする。</p> <p>(2) 外壁の色彩は周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩、配色とする。</p> <p>(3) 外壁の色彩は以下の表の範囲内とする。ただし、自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="523 371 1358 510"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>5.0 以上 8.5 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td> <td>5.0 以上 7.0 以下</td> <td>3.0 未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 道路に面する外壁の意匠は、開口部を設ける、凹凸による陰影をつけるなど単調な壁面とならないものとする。</p> <p>(5) 質感、素材感のある素材とする。</p>	色 相	明 度	彩 度	無彩色	5.0 以上 8.5 以下	—	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	5.0 以上 7.0 以下	3.0 未満
色 相	明 度	彩 度								
無彩色	5.0 以上 8.5 以下	—								
R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	5.0 以上 7.0 以下	3.0 未満								
<p>4.敷際</p>	<p>(1) 外壁後退部は開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。</p> <p>(2) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣又は透視可能な構造とし、色は茶又は黒系とする。</p> <p>(3) かき又はさくを設ける場合は、転落防止目的のもの以外は、できる限り高さの低いものとする。</p> <p>(4) 積極的に緑化を行い、地表面の仕上げはできる限り自然素材を使用し、花や緑による演出をはかる。</p> <p>(5) 駐車場はできる限り機械式駐車とせず、路面素材は表情のあるものを使用する。</p>									

b.工作物

<p>1.擁壁</p>	<p>(1) 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する工夫を行う。</p> <p>(2) 垂直緑化等による圧迫感の軽減に配慮する。</p>
-------------	--

c. 屋外広告物

<p>(1) 広告物は自家用のみとする。</p> <p>(2) 表示面積の合計は 1 m²以下とする。</p> <p>(3) 広告物の取付位置は地盤面から 3m以下とする。</p> <p>(4) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りではない。</p>
